

平成 29 年 9 月 13 日総務文教委員会 議事録

10 時 00 分 開会

○出席委員 (8 人)

委員長 網谷 芳孝

副委員長 西村 一啓

委員 児玉 朋也、末広 和基、大井 渉、山崎 年一、寺岡 公章、山本 孝三

○欠席議員 なし

○網谷委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

それでは市長さん御出席のようですので、御挨拶をいただきます。お願いします。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

今回後半の最初ですので、一言皆様方をお願い申し上げます。委員会での質疑につきましては原則 3 回となっておりますので、御協力お願い申し上げます。それとともに、御質問の際、再質問のないよう簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従いまして進めてさせていただきます。

日程第 1、議案第 52 号大竹市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○政岡総務部長 補足しての説明は特にございませぬ。よろしく申し上げます。

○網谷委員長 補足説明がないということなので、それでは皆様方からの質疑をお受けしたいと思います。ございませぬか。

山崎委員。

○山崎委員 おはようございます。私余りこういう難しいといひましようかパソコンとかそういうことに疎いものですから、教えていただかにはいけんことが多くあるんですけども、電子申請をいわゆる市民が利用しようとする場合に、ただパソコンで打ち込むだけじゃいけなくて、その前に自分がどういう人間であるということを証明してもらい何かが必要なんじゃないかなと思うんであります。これをまず市民がどういう手続をして、そこに入っていけるのかということをつつ伺いたい。それから、これは I C カードとかそういうものか何かが出るんだろうと思うんですが、どこでどういうふうの手続をするかということなんです。それから、このことが実施されることで、市民の利便性や行政運営の簡素化とか効率化が図られるということでありまして、導入当初はどれぐらいの市民の利用があると評価されてますか。大体どれぐらいという想定があるんだろうと思うんですが。それから、こ

これは当然企業も利用できるんだと思うんですが、企業が利用する場合にはどういふものが利用できるのか。済みません、たくさん伺って申しわけないんですが。それで例えば普通証明書なんかは市役所で交付を受けると手数料というのが幾らか要るんだと思うんですが、これの支払いはどうしたら支払いができるのか。それから閉庁時でも利用できるかどうか。例えば土曜日曜祭日とか5時15分以降とかそういう部分についての利用等、たくさん伺って申しわけないんですが、よろしくお願いします。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 企画財政課長、三原です。

まず電子申請に必要なもの、どのような手続でできるのかということでございますが、今回の条例改正はマイナポータルというものの利用を想定して行っておりますので、当面ちょっとマイナポータルの使い方ということで説明をさせていただきます。

マイナポータルは、この機械を情報ネットワークを通じてやりとりできるものなんですが、情報の記録を表示したりとか自己情報を置いてあるんですけど、そこをやりとりすることで申請ができるということなんです、子育てワンストップサービスとあって、基本的には子育て関係といったところでまず使おうとしております。なので、証明とかではなくて申請といったものができるようにしようというのがまず最初です。なので、金額が発生するということは、ちょっと今の段階で想定はしてません。今後いろんなことができるようになれば、そういったものもあるんだろうと思いますが、まずは想定してません。

電子申請に必要なものは、まずマイナンバーカード。そしてカードを読み込ませなければいけませんので、ICカードリーダーといったものが必要になってまいります。パソコン等を通じて行いますが、たちまち考えているのは、ホームページの中に御利用くださいというところがあるんですけど、そこから電子申請という窓口があります。そこから入っていくような形になっていくんだろうなと思っています。

どのぐらいの利用を考えているかということなんです、まだちょっとどれをどのよう、どのサービスを具体的に始めるかということまで実はまだ想定ができてません。こういったものを今から詰めてまいりますので、どのぐらいというのはちょっと今わからないというのが実態です。ただマイナンバーカードを持ってらっしゃる方だけですので、持ってらっしゃる方以下の数にしかならないと思っております。以上です。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 ちょっと漏れがありました。企業の想定ですが、今の段階では想定はしておりません。また閉庁時にも申請の手続ですので、手続をしていただくことは可能でございます。

○網谷委員長 閉庁時の利用はという質問がございましたが、土日はどうかと。

企画財政課長。

○三原企画財政課長 申請の手続をしていただくことは、閉庁時にも可能です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。たくさん伺いまして済みません。

それで私たちも雲をつかむような話のような気がするんです。具体的に公布の日はまだ

決まってないみたいですが、その辺はいつから。申請だけはできるということのようですが、まずマイナンバーカードを取得せにゃならんということがまず第一歩ですね。それから申請の手続きができるということなんだと思うんですが、公布の日が決まってないということなんで、これからのスケジュール。大体これ条例は通ったけれども、どういうふうにいつごろから市民が申請できるのかとかいったところはどうかでしょうか。

○網谷委員長 どうぞ。

○舛谷企画財政課主幹兼情報広聴係長 企画財政課主幹の舛谷です。委員さんの御質問で、一応国のほうでは本来この6月から手続きができるという想定をしていたのが、実質的にちょっと延長しまして、この10月からというふうに言うてはいるんですけども、県内の各市のほうに問い合わせても、この手続的なものについてどうするかというところで、いろいろちょっと協議をしたりとか相談をしたりする中で、今は県の電子申請制度を使ってやっついこうということで、話はそこまで行ってはいるんですが、具体的にどうやっていくかというのがまだちょっと県のほうからも具体的な話が入っておりません。そのために、ちょっといつからどういうふうになるのかというのが、まだはっきりお答えできない状況であります。そこがはっきりすれば、また当然市民の皆様とかにお知らせをしていくようになるかと思うんですが、ちょっと現段階ではその方法については一応決まってはきているんですけど、それをいつからどういうふうにしていくかというところがまだちょっと決まってないというところで、その部分については大変申しわけないんですが、ちょっと御理解いただきたいと思います。

今回の条例の分につきましては、実際にそれをやろうと思ったときに、県内で見ますとオンライン化条例がほとんど制定されてるんですけども、本市の場合が今まで電子申請制度を使っても、そういった申請という手続だけではなくて、実際に皆さんのほうに今お使いいただいているのが、例えば犬の死亡届とか、広報のはじめましてというコーナーへの届け出とか、市政の提言とかいったこちらのほうに送っていただくだけのものになってますので、そのために今までそういった条例等整備してなかったんですが、今後はそういった子育てワンストップをする場合についてはちゃんと受理して、相手方にもお伝えしなければならぬということになりますので、その分の手続的なものをこの条例等で整理させていただきたいというのが一つです。

先ほど課長の説明の中で、一応電子申請制度を使ってということで御説明させていただきましたが、この子育ての分については、委員さんの御指摘のあったとおりマイナンバーカードを使ってやらなきゃなりませんので、今のホームページの電子申請ではマイナンバーカードは使いませんので、そのICカードリーダーと使うことによって一応できるということになるんですが、例えば高齢の方とかで実際にパソコンとかが使えない方についてどうするのかというのもあって、その分につきましては、国のほうが各団体に最低1台をお年寄りの方でも使えるパットのようなパソコンを交付して、それをもって使いなさいということで、今本市のほうでも市民税務課のほうに1台設置していただいております。今月中にもう1台福祉のほうにも設置させていただくという想定にしております。以上でございます。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これにより本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しま
した。

続きまして日程第2、議案第53号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例の
一部改正についてを議題といたします。本件につきましては、本会議場で提案理由の説明
がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○政岡総務部長 特にございません。よろしく申し上げます。

○網谷委員長 補足説明なしということで。それでは本件に関する質疑を求めます。

寺岡委員。

○寺岡委員 冒頭に委員長から再質疑のないようにとの言葉がありましたので、できるだけ
そうなるように気をつけたいと思います。

このたびの議案53号について、開館の時間が変更されると。トータルで開館されてる時
間というのは、実数で減っていくだろうというふうに思うんですけども、管理人御本人
のお手当がどう変化していくのかをちょっとお伺いしたいと思います。協議会のほうとは
お話はもう既にしてあるとは思いますが、実際どういうふうに読めるのかとい
うところ。余り急激に額面が変わる場合に、今の管理人さん変わっていなければ、もう20
年近く10年以上お勤めいただいて、大ベテランでいらっしゃるんですが、誰でも勤められ
るようなお仕事ではないかなというふうに推察します。熊が出たりイノシシがでたりする
ような地域で、登山客の健康、安全管理といったのも考えながらやられなければいけない
ので、後継者がこの後にどういうふうを受けてくださるのかなというところまで含めてち
よっと。1回でお答えいただけるかどうかわかりませんが、お尋ねしたいと思います。

○網谷委員長 産業振興課長。

○高津産業振興課長併任農業委員会事務局長 ありがとうございます。

まず管理人さんのお手当がどうなるかということでございます。管理人さんの報酬につ
きましては、市のほうから三倉岳の県立自然公園協議会のほうへ管理委託しておりまして、
その管理料の中で払っていただくようになっております。試算しましたら、今年度でいい
ますと約6万円ぐらい減るということになりますので、その辺は管理料のほうで調整をす
ることになるかと思っております。

それから誰でもできないということでございます。今の管理人さん、本当に三倉に愛着
があって、いろいろ登山とかキャンプにも大変知識のある方で、本当によく管理していた

だいております。そうした中で後継者ということでございますが、これにつきましては協議会のほうへ委託しておるんですが、協議会の中にも山の会の方とかいろんなそういう専門の知識を持たれた人材もたくさんいらっしゃると思いますので、そういった中で協議会と協議しながら、もしそういう事態になったときは後継者のほうも考えていきたいというふうに考えております。

○網谷委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。まだ先の話ですので今すぐというわけじゃないんですが、担当部署としては意識もしておかれたほうがいいかなというふうに思います。私が三倉のほうに伺わせていただくと、やっぱり西日本一帯からいろんな地域からおこしになられていると。その方々が危険がもともとある場所ではあるんですが、安全面のところで大竹のよい思い出を持ってお帰りいただくようにしていただきたいですし、現地の住民の皆さん方との人間関係というのも非常に大事なお仕事ではないかなというふうに思いますし、そういったいろいろな要素がかかわってくると思いますので、今のうちから少しずつ考えておいていただきたいと思います。報酬の面でもそこはもちろん関係してくると思いますので、御配慮のほうよろしくをお願いします。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 営業時間の関係でちょっと伺ってみるんですが、7月、8月は18時までとなっておりますね。私この表を見て素朴に感じたのは、何で9月が入ってないのかなと。10月は栗谷の地区ですから早く寒くなるということもあろうかとは思ったんですが、9月といったら行楽の秋とかいった意味では、非常に登山というのは盛んになる時期じゃないかなと思うんです。そういった意味で、7月、8月、9月ぐらいまではどうなのかなという気がしたもので伺ってみるんですが、9月というのは普通のとときからいったらまだかなり明るくて温かいし、行楽客も多いと思うのでありますが、その辺はどうでしょうか。やっぱり9月になると少なくなるの。その辺のところちょっと聞かせてください。9月をのけられた事情というのがあるんだと思うので、そこをちょっと教えてください。

○網谷委員長 産業振興課長。

○高津産業振興課長併任農業委員会事務局長 確かに季節のいい9月、10月、それから春にしても利用者は確かに多いんです。今回7月、8月に限定させていただいたということなんですけども、やっぱり日の入りとかそういうことを考えますと、やはり8月31日の日の入りが6時半から40分ごろということもございます。そういったこともありまして、9月になるとやはり日の入りもかなり早くなるということで。それから三倉を登山されると、やっぱり2時間半とか3時間とかかかりますので、早目早目におりてもらうように管理人も言うておるんですけど、その辺もありますので、日の入りを考えた上で、やっぱり7月、8月が適当なんじゃないかということで、今回その2カ月に限定させていただきました。

○網谷委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 素人の質問で申しわけないんですが、三倉そのものは行政区画としてはどこに

属するんですか。大竹市の区画に入るの。合併しましたから廿日市市にまたがっつるとい
うことになるの。というのが、先立って廿日市の観光スポットとかまちの魅力スポットと
いいますか、そういうパンフレットの中に三倉岳が大きく紹介されておったんです。それ
が市内の皆さんだけではなくて、廿日市を訪れる人、外部からの人にも紹介されるわけ
です。ところが一方では、三倉は県の自然公園になっておりますよね。そういったことで、
私はその瞬間思ったのは、廿日市市のほうで三倉岳が魅力あるまちの一つとして紹介され
て、大竹の場合どういうふうにかこの三倉を日常的に扱っているのかなということについて、
どうだろうかというふうに思ったんです。

それで2年前だったと思うんですが、地元の人からいろいろ国体で登山競技という山岳
競技がありましたよね。それで大竹も国体の競技にあそこを指定されたということで、私
も当時同僚議員数人と九州の福岡の先のまちですが、登山が盛んなまちで、施設も整備さ
れておるということで参考に視察に行ったことがあります。そんなことであそこへ国体の
ときに設置されたモニュメントですか、マロンの里のちょっと手前にありますよね。186
から栗谷に入る道の3差路のところ、あれも随分古くなって、みすぼらしい状況になっ
ておるので、あのモニュメントの改装のことやら、それから農林振興センターのところにあ
る大きな看板も剥げてみすぼらしい。せめてああいう目につくものだけでも改装してもら
えないかというふうなことがあって、県へ私も出向いたことがあるんです。そしたら県も
そういった県が管理する公園等その他の施設について予算がなかなか確保できにくいので、
大竹だけでなしにあちこちから要望が寄せられるんですが、なかなか予算を回すのが難し
いんだというのが当時の担当者の話だった。しかし市の担当課のほうで努力されたのかど
うか知りませんが、農林振興センターのところはあの看板一部よくなったというようなも
のですね。しかしモニュメントのほうは依然としてみすぼらしい状態になっておるん
ですが、これは県が管理する公園だけで、全て県の経費負担でああいうものはやるとい
うことになっておるんですか。それとも毎年幾らか市のほうに観光の開発とか紹介とい
うふうな活動について、補助金等おりてくるのか。その辺の財政的な問題についてち
よっと聞かせてもらいたい。

○網谷委員長 産業振興課長。

○高津産業振興課長併任農業委員会事務局長 最初の三倉岳の公園が大竹市と廿日市にまた
がってるかということにつきましては、公園としては大竹市のみでございます。それと
186からマロンの里のほうへ3差路になるモニュメントにつきましては、ちょっと今私のほう
でわかりませんので、調べさせてもらいたいと思います。

○網谷委員長 副市長。

○太田副市長 三倉岳の件でございますが、公園の入り口部分、公園の自然公園部分につ
いては、基本的には大竹市の施設でございます。三倉岳の山全体でいったら廿日市の部分も
あると思っております。富士山と同じでございます。山梨県と静岡県どちらもうちの山だ
と言ってるような感覚のものではないかと思っております。

それとモニュメントの件につきましては、今産業振興のほうで再度調査いたしますが、
もともとは県が道路改良のときに設置してくれたものだとは私は今思っております。そのあ

たりで県と交渉した記憶がございますが、何分県のほうにもモニュメントの記録がないということで、再度調査いたしますが市・県・国どこが設置したかちょっと不明な状況にあるので、まことに申しわけございません。

○**網谷委員長** 補助の関係がございますが、その答弁がまだないと思いますが。市に対する補助ですかね。

総務部長。

○**政岡総務部長** 今回の議案になっております休憩所につきましては市がつくっておりますので、これの管理について市が委託しておりますが、自然公園のほうの管理につきましては県が委託を協議会のほうにしているということで、市を通してということではなく直接でございます。

○**網谷委員長** 山本委員。

○**山本委員** それでこの条例がこのように決まったら、どういうふうに周知する方法を考えておられますか。それで大竹市市内にも山に親しむ山岳会、山岳同好会というような組織もあります。それから私が知る範囲では、全国的に三倉岳というのは日本アルプスの岩壁を移動したほとんどの人が、三倉を一つの初歩的な訓練として利用されて、日本アルプスに挑むと。日本アルプスで成功すれば、いわゆる世界の山と言われるアルプスに挑むとかいうぐらいの各地方にある山岳会の人たちが大きな目標にしておられる登山技術といえますか、山の魅力にみせられた人たちの大きな関心のある山だと思うんです。そういった意味で、こういうことが決まれば、この範囲にこういう利用ができますよというふうなことを周知させるのか、知らないで来た場合に利用できませんというふうなことが、これが決まっておっても言えるものかどうか、その辺のことを一つはっきりさせてもらいたいんですが。私も県内の山岳会の一つとも幾つか面識があって、いろいろ三倉の魅力について話を聞いたり、また何回も大竹の三倉に行ったというような話を聞きます。そういったことで、大いに私は三倉の魅力が大竹としても広く紹介するということは大いに意味があるんじゃないかと思うんです。それについては一定の整備なり管理上の責任もありますから、財政的な負担も伴うかもわからんけれども、鋭意その辺のことも配慮されて、大竹のシンボリックな自然公園としての大いなる利用がされるような方向で一つ頑張ってもらいたいと思うんですが、その辺の考え、県との関係での年ごとの整備なり必要な予算措置等についての要望、アプローチというのはもう一回重ねてどうですか。どのようにされますか。大竹市の観光協会に丸投げというのでも思わしくないもので。

○**網谷委員長** 産業振興課長。

○**高津産業振興課長併任農業委員会事務局長** 大きく3点御質問があったと思います。

初めに広報の関係でございます。この条例を承認いただけましたら、早速11月号の市の広報でまずお知らせをすること、あとホームページとか必要な看板とか、そういったことには取り組みたいと思います。それから今おっしゃられました関係団体とかそういったことにも周知ができるようにしていきたいと思います。

それから2点目の今回の条例で休日になった場合に施設が利用できないかということでございます。今回の条例は、あそこにある休憩所の条例でございますので、これを1月・

2月は月・水・金休日にしますということでございます。ただ自然公園全体は利用は自由ですので、それは仮に休憩所が閉まっても、施設内のもちろん登山とかも可能でございます。

それから最後にいろいろ県との協議とか整備の関係とかいった御質問でございますが、今県のほうも現在県内六つの自然公園あるんですけども、そういった公園の集約化とかいろいろそういったことも取り組んでいます。その中で、特に委員さんおっしゃられましたように大竹の三倉岳は、そうはいいまして本当に全国的に知られた観光地というか、県内の自然公園の中でも本当にしっかりと管理もされとるとかいう面で評価をいただいております。そういったことも含めて、今ちょっと済みません、長くなって申しわけないんですけど、現在キャンプ場とか炊事棟とかトイレとか、そういう整備を改めてするというので、今年度大学生に県のほうがデザインを委託しまして、例えばトイレの三倉岳に合ったようなトイレをつくるということで、大学生にコンペを出して、今聞くところによると100以上の応募があるというようなことも聞いております。そういった取り組みをしながら、三倉岳をより魅力のある観光地となるように、県のほうも考えてくれておりますし、それにつきましては市と教育課のほうも一緒になって、協議をしているところでございます。

委員おっしゃられるように、本当に三倉岳は大竹の誇る観光地でございます。これから周辺のいろんなマロンの里とか蛇喰とかいったところも合わせまして、より観光客の方に来ていただけるように整備を進めていきたいとは思っておりますので、よろしく願います。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 私の質問の趣旨は、せっかくの県の自然公園であるし、大竹もその陰においては多くの皆さんに親しんでもらうような条件整備を鋭意努力してやってもらいたいと思うんですが、以前私ももう少し元気なときに、あそこの休憩所ができて、あそこへ寄ってからちょっと中腹までものぼってみようと思うんじやがという話をしたら、いや、今だめですよと。途中のチェーンが切れて危険ですから、行かれんほうがいいですよという話を聞いた。こういうのは何か後から県のほうへ行って話を聞いたら、いやそういうこともなかなか予算が回らんというようなことで、地元のほうへ聞いたらどうしようもないからボランティアであのチェーンは直しましたというような話じゃったんです。だから私は頂上までは体力的に行かれない市民の皆さんでも気軽にあそこは利用できて、休憩所も利用度合いが高まるというふうにしてもらうことを願っての質問なので、そういう方向でもう少し踏み込んだ話なんで、対応をするんだということを聞かしてもらいたいんじやが、そういう気はないんですか。まさか休憩所だけ整備すりゃいいという狭い範囲のところの問題じゃないと思うんですが、もう一回これが最後で。

○網谷委員長 課長。

○高津産業振興課長併任農業委員会事務局長 済みません。休憩所だけ整備すればいいということではなくて、もちろん全体で考えております。今おっしゃられたようなチェーンが切れてるとかそういったことにつきましても、ことしも1回県の職員と一緒に我々も登っ

てチェックをしております。それでちゃんと例えば崩落しそうな崖があったら、そこも修理をしてもらうとかそういうお願いもしておりますし、それからいろいろなそういうことで県のほうにも要望しております。今おっしゃられましたように、全体で利用客がふえるように、休憩所につきましては今の現状に合わせて、夏は長く、冬は短くということでもっと改正させていただく予定ですけども、全体としては利用客の増を図っていこうという気持ちは変わっておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○網谷委員長 ほかに質疑はございせんか。

大井委員。

○大井委員 幾つか質問をさせていただきます。議会というのは審議するところですから、委員長さんその辺よろしく、時間を十分とってやっていただきたいと思ひます。

条例改正ですから当然必要に応じて制定したり改正したり廃止したりすればいいと思ひます。今回の提案理由書の中に、効率的かつ安定的な施設の管理を図るために一部改正するんだと書いてあるんですが、揚げ足を取るわけじゃないんですが、私今まで効率的安定的でないとは思わんですけど。それが今回改正することによって、どういふふうに安定的効率的なことができるのかどうなのかということと、それから本会議場で部長でしたか提案理由を一部申されたときに、期間を1年から3年に延ばすと。3年になることによって計画的なことができるんだということだったんですが、じゃ今まではできていなかったのかということですね。3年になったらどういふことができるのかというその辺の具体的なこと。それからこの改正によって、事務局は市役所なんですよ、要するに産業振興課ですよ。これを改正したほうがいいよと、こいふ時間に変えたほうがいいよといふのは、どういふところからこいふ声が上がったのか。どういふ声が上がったからこれを変えたほうがよかつたといふ判断をされたのか。幾つもあつて申しわけないんですが、3回しかできないといふルールがありますので、もう少し質問させていただきます。利用者にとってのメリットは、こいふ時間帯に変えたほうがいいのかどうなのか。管理を運営するといふより使つていただく方、利用していただく方は、どちらがいいと思つておられるのか。こいふふうに変えたほうがいいと思つておられるのか。私ちょっと心配なのは、冬といふのは凍るわけですよ。滑落事故等がある可能性もあるわけですよ。こいふときに入山届といふのは出されるのかどうか知りませんが、これだけ休みが多かつて冬山も好きな人おられますよ、冬山登山とか。それから今御存じと思ひますけど、今は多少ブームはあれですけど、山ガールとか中高年の山歩きとか、こいふものが今結構ブームですよ。こいふときに休館日を多くするといふのは、私としては時代の流れといふのに逆行するよな気がするんですけども。それから今の危険性の問題。それから入山届等が休みのときにはどういふよな形ですするのか。どなたがどういふ形でけがをされたり、9月とか10月とかいふのはマムシが出る時期ですから、携帯を持つておられりゃ電話できるかもわかりませんが、滑落なんかのときはできないかもわからない。こいふところの対処方法はどういふふうを考えておられるのか。事故等入山手続こいふ物事。それから先ほどちょっと山本委員と多少ダブるんですけど、これ県立自然公園となつてますですよ。ですから、こいふ変更といふものは県と協議されたのかどうなのか。される必要

があるのかどうなのか、県のほうもオーケーされたのかどうなのかということですよ。それからもう少し踏み込んで考えますと、これ別に経営して利益を出すとかという施設じゃないわけですよ。公民館とか体育館とかそういう施設と同じような考え方であって、本来なら少なからうが多からうが年中無休で利用者の方に使っていただくというのが一番理想的だと思うんですよ。でもこういうふうに変えられるというのが何でこういうふうに変えられるのかって余りよく見えてこないものですから。ちょっと幾つも質問をして申しわけなかったんですが。済みません、それでお答えいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○網谷委員長 産業振興課長。

○高津産業振興課長併任農業委員会事務局長 大きく6点。ちょっと済みません、前後するかもしれませんが、よろしくお願ひします。

初めにおっしゃられました効率的・安定的という部分でございます。これはあくまで休憩所の今回条例変更ということでございますが、効率的・安定的ということなんですけども、実態はいろいろ聞いてみましたら、やはり冬場の利用が少ない。特に1月・2月は利用者が少ない。夏場については日が長いので、登山に上がられた方が今閉館時間である5時を過ぎておられる方もいらっしゃるということで、管理人の方がボランティアというか残っておられるという実態もございまして、夏はちょっと日照時間に合わせて長く、冬はそのかわり利用者が極端に平日は少ないので、それは少なくしましょうということで、その辺で効率的というような意味合いで考えております。

それから安定的ということでございますが、今回1年を3年にしたということでございます。これにつきましては、これまでも協議会、今三倉岳県立自然公園協議会というところに委託しておりまして、長年そういう三倉に愛着があつて、そういう自然公園にも精通しておられる協議会のほかに、自然公園を管理していただけるようなところというのはなかなかございませぬので、その辺につきましては、これまでも議員の皆さんからも何で1年なのかとか、もっと延ばせないのかという御意見もいただいております。そういったことで、やはり1年1年というよりは3年のほうがベターじゃないかということで、延ばさせていただく提案をさせていただきます。

それから、今回の案はどこから出たのかということでございます。これは協議会のほうとも協議をしながら、先ほど申し上げましたような実態に即して、やはり変更したほうがいいんじゃないかということで、協議会のもちろん了解をとりながら今回の条例改正の提案をさせていただきました。

それから、安全管理の関係でございます。おっしゃられるように、三倉岳は岩場もありますし、そういったことで安全という面では危険が伴うような部分もございまして、その辺につきましては、例えば休日とかでございましたら、三倉岳の前に入山ポストというものもありますので、そういったところに入山届入れてもらうとか、そういったこともしております。どうしても安全を休日の日とかいったものを含めて、休憩所の管理人が全てを把握して守るということになると、なかなかそれは厳しいですし、県のほうもそこまではというふうな感じでございますので、その辺はできる範囲でということではしていただいております。

ります。

それから、今回の条例改正の変更は県と協議したのかということでございます。これにつきましては、あくまで今回の休憩所の条例改正ということでございますのであれなんです、もちろん県のほうにはこういうのを出しますということは言っております。

それから最後の御質問、利益を出す施設ではないので、本来であれば年中無休がいいのではないかということでしたか、そうするべきじゃないかということでしたかね。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 こういう施設のあり方はいろいろ御意見はあろうかと思えます。例えば24時間常にとおって、人が山を登ればずっと望遠鏡で監視するというようなこともあろうかと思えますけど、基本的に登山は自己責任の中で安全を管理するというのが本来のあり方だろうと思えます。休日も一日置きにしておりますので、入山届を出して次の日が休みであれば、その次の日の朝確認するというようなこともできようかと思えます。冬場特に平日の利用が少ないということで、効率性もやはり考えていく必要があります。利用客の多い遅くまで使う夏場につきましては時間を延長する。利用が少ないところについては時間を若干縮小し、休日もふやすという判断をしたものでございます。よろしくお願ひします。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 ありがとうございます。

ほとんどわかったんですけど、最後に部長が言われて24時間とかと。そういうことの話をしておるわけじゃなしに、ごく通常の利用時間というものを想定して発言しておるわけでありまして、特に今の冬場というのは平日は利用者が少ないと。だったら土日・祝祭日はどうなのか。そこだけでも延ばすことができるのか。そこも少ないのかどうなのか。

それから先ほどちょっと私言いました、山崎委員とも重複するんですが、やっぱり9月・10月というのは山に入るとマムシがおるんです。だから、そういう話もちょっと聞きましたし、そうすると今のような7月・8月だけを1時間延ばすというのではなしに、9月・10月ぐらいまでは結構マムシがおるそうですから、それを伸ばすと。あるいは冬場は土日・祝祭日ぐらいは利用者もおられるんだらうから、これは時間もちょっと延長するとか。

それからもう1点済みません。これは交付の日と書いてある。交付はいつ予定されておるのか、日にち書いてないんですけど。交付日書いてないですよ。この条例は交付の日から施行すると書いてありますけど、いつからされるのか。もう一回済みません、教えてください。

○網谷委員長 産業振興課長。

○高津産業振興課長併任農業委員会事務局長 休憩所の開館時間の関係でございまして、冬場1月・2月につきましては、土日におきましてもやはりもちろん通常月に比べますと、かなり少ない状況でございまして。そういったこともございまして、ちょっと1月・2月はそういう対応にさせていただきました。

それから交付の日の関係でございまして、これは条例可決をいただきまして速やか

にということになるかと思えます。ただ、直接的な影響は来年の1月・2月ということでございますので、それまでに広報とかさせていただけたらと思えます。

○網谷委員長 夏の時間延長の質問がありました。

産業振興課長。

○高津産業振興課長併任農業委員会事務局長 失礼しました。夏場の時間延長、おっしゃったのは今7月・8月を延ばすようにしております、9月・10月も延ばせないかということでございました。これにつきましては先ほどもちょっと山崎委員さんのときと重複になるんですけども、夕方につきましてはやはりもう日照時間が早くなりますので、ちょっとその辺で5時ということでござらせていただきたいと思います。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 暑さと別に日の入りというのはちょっとずれがございます。9月になると今でも相当に日の入りが早くなっておりますので、例えば6時まで山におつたら家に帰るときは真っ暗になるとかというような状況もありますので、特に9月・10月について延長という判断はいたしませんでした。よろしくお願ひします。

○網谷委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないということで、続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これにより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程3、議案第56号平成29年度大竹市一般会計補正予算を議題といたします。本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございしましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 特にございせん。よろしくお願ひします。

○網谷委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑ございせんか。

山崎委員。

○山崎委員 36ページ防火水槽移設補償費926万9,000円でお伺いをしたいのでありますが、実は黒川公園の防火移設であります、結局当初は埋め込むという予定だったと思うんですが、3分の1ぐらいは埋まったんでしょうか、上に出るという格好になりました。それで問題なのは、あそこの歩道です。上り線の岩国道路に入っていくその下の歩道です。公園のほりにあるわけですが、あの歩道は以前から暗いからということで非常に苦情が多かったんです。私何度か担当課のほうに行って、岩国大竹道路の取り付け道路の街路樹を

伐採してもらおうことで、あそこからの光を歩道に取り入れて、できるだけあそこを明るくしてもらえんかということをお何度かお願いにいきまして、それはやろうということで善処していただいたこともあったと思うんですが、夜はあそこ真っ暗になるんです。本当に真っ暗です。しかも街路樹はこう植わつとるという関係で、片方は公園、しかも黒川公民館があって、また今度防火水槽が突出したということで、余計暗くなったのと非常に危険な道路だと。私が議員になって10年になりますが、ずっと一貫して指摘をいただきよったんです。私もそうは言っても街路灯をつけてくれって言っても大変費用もかかるし、できるだけ街路樹を伐採することで光を取り入れられたらなと思ったものですからそういうお願いをしておったんですけども、そうは言っても街路樹を切ると今度は防音との関係があるんだろうなと思うんです。それで、あそこへ防火水槽が設置されることによって、公園の一部から歩道が見えなくなるという状況になって、また一段と危険な状況になりました。この歩道はまず国道の歩道がないんですよ。国道の歩道なのか、そういうことはないかなと思いつながら国道はずっと歩けんわけですから、あっちに入っていくということになっております。それは仁田ショップさんのところを迂回すればいいじゃないかという話もありますけども、実際問題あそこにあれだけの歩道があるということは、歩行者に利用していただくということが主眼だと思うんです。そういった意味で、もう今までの街路樹をどうにかするとか、そういうことでの対策ではちょっと難しい。結果として防火水槽を設置することで、あそこの住民の往来が厳しくなるということですから、この辺についての対処方法を少し考えていただけないでしょうかと思います。これは地区の住民からかなり意見がありますので、ぜひどういう見解を持ってらっしゃるかということと、一つは例の歩道が国道の歩道なのか市道なのかということをおちょっと教えてください。以上です。

○網谷委員長 山本課長。

○山本土木課長 今質問がございました歩道でございますが、これは国道2号のインターチェンジ部分でございます、一般的に歩道がインターチェンジ入り口につくれないということで、国道2号用の歩道ということになります。今市道認定はしていないところでございます。ちょっと管理については国と相談しながら部分的に行っているところになります。

もう一つ、暗くなったということもございまして、自治会長さんを窓口にご相談させていただきまして、今幾らかある大きな樹木はこの際幾らか見やすく明るくなるようにということで、数本は撤去して小さい桜の木等植えてますが、まだ十分でないようなところもあるということなので、またこちらのほうで今の歩道管理の現況をまた見て、今後どのようにするかというところは概要を考えたいと思います。以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。今後対応を考えていということでございますので、ぜひ期待をしておりますので、非常に危険ですし周辺に民家が全然ないんです。100メートルぐらいが真っ暗な状態ですから、夜行ってみられたらわかると思うんですが人がとても通れるようなところじゃないというのが実態でございますので、国道の歩道だということであれば、国のほうに要請をしてでも街路灯をつけてもらうとかいう方法を検討していた

だけのように、ぜひともよろしく願いしておきます。以上です。

○網谷委員長 要望でよろしいですか。

○山崎委員 はい。

○網谷委員長 ほかに質疑ございませんか。

山本委員。

○山本委員 今回の補正で地震とか火災とか洪水とかこういった自然災害に対応する消防署の活動等を含めた一つの対応策を充実させるということだと思っておりますが、ここに計上されている支出のところで防災無線とかいうふうな項目については。それで災害といえば今単に自然災害だけではなくて、ミサイルの問題がこの間も全戸配布で避難のあり方はこうだというふうな説明文書を配布されましたよね。それで市民にとってはミサイルが飛んできて被害を受けるということになれば、これも災害を防ぐためのワンポケットだというふうな受けとめ方をしとる人が多くあるように私は思うんですが。それで端的に聞くんですが、ミサイルが仮に発射されて、例えば大竹の市町村に着弾したという場合、どの範囲に被害が及ぶというふうな威力を持つとるのか。そういうことがわからないと、ただ防空頭巾をかぶってしゃがんどりゃいいと。コンクリートの建物の中に避難すればいいと言われても、本当に実効性、効果があるのかどうかよくわからんし、避難避難といっても着弾すれば300メートル周囲はもうどうにもならないということなのか、そういったことがやっぱり知識として市民にも理解される必要があると思うんですが、担当課のほうではそういうミサイルが着弾することは想定しないで、迎撃ミサイルとぶつかって破片が落ちたときのことをこれは想定してるの、そうではないでしょう。だから被害、威力がどの範囲に及ぶかというふうなことをやっぱり認識して、それに対応する避難をどうするかということを考えるべきだと思うんですが。これは国のほうも500億も600億も使うて避難をすりゃいいというようなことを一片の紙切れで国民周知させるというふうなことらしいんですが、大竹市の市広報にもそれと同じようなことが載りましたし、国が発行したんでしょうあの一片の紙切れも全戸配布されました。大竹の場合、それはここへ落ちたらレイヨンの有毒ガスのタンクはどうなるのか、そういうことを考えると、ただ防空頭巾をかぶってしゃがんどりゃいいというようなことで済むのかどうか、非常に気になるんです。ですから誤ってミサイルが着弾したときのミサイルの威力がどうなるのか、どの程度に及ぶのか、それから上空で迎撃ミサイルが撃ち落とした場合に落下する落下物がどの範囲に散らばるのかというようなことの認識ぐらい、あらかじめ市民の皆さんにも周知させるべきではないかと思うんですが、その辺どうなんですか。機械的に国からおりてきたものをそのまま配布したままで、それ以上のことは担当課のほうでもフォーメーションなり関係機関からの説明を受けてないということなの。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 発射されて極めて短い時間で着弾するという情報があります。その間にこのミサイルは何か判断する暇もありませんし、わかるわけもないということです。仮に核爆弾であれば、どこに避難してもだめでしょうし、真上であれば通常弾薬であれば破片が問題であると。化学兵器、生物兵器であれば、外にいることが問題になるということ

で、とりあえずは身を低くする。屋内にとりあえずは避難をして、次にどうするかを考えるということになるかと思いますが。どういう状況なのかということは、国の対策本部が判断をしまして、影響範囲が大きければバス事業者の協力を得て、ずっと遠くに逃げるということもあろうし、家の中に当分の間おってくださいということになるかと思いますが、通常家の中にいて、外に出れるかどうかという判断をするということになるかと思いますが。これは福島原発で事故があったときには、とにかく中にいてください、外に出ないでくださいという報道がされましたが、まさにそれに近いことが行われるんだろうというふうに考えております。まずは身を低くして身を守り、屋内へ避難する。これが生き残る可能性を高くすると。守れるという絶対的な保障はありませんが、可能性の話と理解をしております。以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると一般市民もそのように理解してもらう方法はどうか。今総務部長のほうは、防衛省の説明でそういう理解をされておると思うんですが、紙を見ただけじゃわからん。それで原爆になれば避難も何もないがね、それは。今はミサイルの話をしよる。ミサイルの先端に核を搭載して打ち込むということも今技術が発達してそうなんかもわからんが、少なくとも今核兵器を利用するという前提で、パンフレットなり避難訓練をしておるわけじゃない。あくまでミサイルという核がまだ搭載されていない状態を前提に避難訓練をしておると思うんです。核が飛んできたら避難もへったくれもありやせん。そういう話じゃなくて、ミサイルの威力そのものはどの範囲に及ぶんかと。せめてそれぐらいの認識は市民に知ってもらう必要がありやしませんかという話をしよる。総務部長はよく知つとるでしょうから説明してください。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 核爆弾にしてもどこで爆発するかということによって、とるべきことは変わると思います。少し離れておれば風向き等を考えて、この地域の人には逃げてくださいということがあろうかと思いますが。別にミサイルに何が搭載されておるかということはいろんなものが考えられます。通常爆弾、核兵器、化学兵器、生物兵器いろいろございますので、どれと特定することは基本的に困難です。どこに落ちるかを決めるのも数分の話ですから、やっぱり困難なんだろうと思います。先ほど言いましたように、とりあえず身を守れる可能性が高い行動をとるということを啓発する必要がありますが、その一環としまして、広報に折り込みしたものを委員が先日見られたということでございますので、しっかり市民に啓発をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 だからしっかり啓発するとおっしゃるんでしたら、どういう認識を持ってもらうかというの啓発でしょう。時間の問題で、発射して数分したら到達するというのですが、数分の間に避難じゃ防空頭巾の置いてあるところにかぶる間でも数分かかる。だから私はミサイルが発射されたということで国が全国の自治体、関係機関に知らせると。それからが行動になるわけで、その間に1分、2分はかかると。しかしそれでも避難をしたほうが安全ではないが、一定の被害の減少につながるんだということがあれに書いてある

と思うんです。しかし、そうはいつでもその威力のあるものを認識したほうが、より避難する身になってみれば、効果的な避難の行動がとれることにつながると。だから、せめてそういう被害の範囲がどのあたりまで及ぶとか、ミサイルがどれだけの威力を持っておるかというふうなことを市民の皆さんにも認識をしてもらった上で、必要な避難行動をとるというふうになってもらうのが親切でしょう。それを言いよるんです。今のような話じゃ全然、我々と紙以上のことはありませんという見方になるじゃないですか。市広報に書いてあることだけで事足りるというふうには誰も思っておりませんよ。本当に効果があるかどうかということ最近のテレビで毎日のようにミサイルが発射されたらどうなるとか、核の開発がここまで進んで、北と戦争になればどうなるこうなるというようなことを四六時中テレビでも報道しておるぐらいの状態、それだけに一般市民の皆さんの不安は高まるとるわけで、そういう状況だからこそ、たとえ防空頭巾一つでも、身をかがめること一つでも、犠牲を減少させるということになるんなら、なるような認識を持ってもらうということも大事になるんじゃないかということをおっしゃるんです。もう少し親切な気持ちで答弁してくださいよ。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 どのような爆弾が弾頭が入ってるかということについてはわかりません。第一義的にどういう避難をするかということを用意しております。まず何をすべきかという行動指針ではございません。それ以上のものはございません。

○網谷委員長 山本委員、ちょっと委員長発言として。一般会計補正予算で、確かに関連もちろんあるんですが、自然災害に含まれるといえば含まれるんですが、大変大きな問題でございますので、この辺でお願いします。

次に、質疑ございませんか。

副委員長。

○西村委員 せっかくの機会ですので、一般補正予算について一つ御質問をいたします。37ページ、議案の民生費の中に老人福祉費の費用が計上されております。その中で、地域介護福祉空間整備事業費補助金とあります。これは以前にも御説明がありましたスプリンクラーの設置の問題と思いますが、現状市内ではどこにつけられるのか。また、最近では九州長崎でもありましたそういう関連収容施設の火災によって、大勢の高齢者が亡くなっております。そういう意味でもぜひともこれは必要と思いますが、今わかる範囲内で設置場所とか、今後また追加でこういうものを出せるのかということについて御質問をいたします。

○網谷委員長 どうぞ。

○佐伯地域介護課長 地域介護課課長の佐伯です。今回の補助金の交付先ですが、元町のやまと病院の中1階にあります小規模多機能型居宅介護みのりというところにスプリンクラーを設置するというものでございます。

市内の設置状況でございますが、先ほどのみのりは小規模多機能型居宅介護につきましては市内に3カ所、みのりのほかに2カ所ありまして、その他の2カ所については既に設置済みです。それから認知症の方を対象としたグループホームは市内に4カ所ございます。

けど、4カ所全てに設置されております。大竹市が管轄するのは地域密着型の居住型施設というものになっておりまして、このみよりの設置が終われば全て設置が完了するという状況でございます。以上です。

○網谷委員長 副委員長。

○西村副委員長 ありがとうございます。これら設置についての費用200万円余りなんです、使われないことを祈念して質問を終わります。ありがとうございます。

○網谷委員長 ほかに質疑がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 質疑はないということでございますので、引き続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これにより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決めます。

続きまして、日程第4平成29年請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題といたします。本件は今回が初めての審査になりますので事務局職員に請願の要旨を朗読させます。

○事務局 それでは、請願文書表をごらんください。

請 願 文 書 表

1. 受付番号 第101号

1. 受付年月日 平成29年8月25日

1. 請 願 者 大竹市小方1丁目11番1号

大竹市職員労働組合執行委員長 榎原 研介

1. 件 名 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

1. 紹介議員 北地範久、末広和基、和田芳弘、西村一啓

1. 請願の要旨

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、医療介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や、マイナンバー制度への対応など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員を初めとした法的サービスを担う人材に限られる中で、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。こうした状況にもかかわらず、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特にトップランナー方式の導入は民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、骨太方針2015以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委

託を平成32年度までに倍増させるという目標が掲げられていますが、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。平成30年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。つきましては、大竹市議会におかれましても、別紙に準備いたしました地方財政の充実・強化を求める意見書案を9月議会において採択していただき、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣宛てに送付いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○**網谷委員長** 審査に当たりまして、本請願について執行部はどのようにお考えなのか御意見をいただきたいと思えます。

企画財政課長。

○**三原企画財政課長** 本請願は、地方財政の充実・強化を趣旨とされております。個別の事項につきましては大竹市に該当しないものもありますが、多くの自治体が共有できる部分での充実・強化の請願であろうと思っております。我々も都市税財源の充実確保について、全国市長会を通して国に税財源の充実について提言をしているところでございます。

近年は、地方自治体の基金の残高が増加していることをもって、地方交付税の削減を探る動きもございます。このことについても合わせて提言をいたしております。こういった活動は引き続き行ってまいりたいと思えます。

以上です。

○**網谷委員長** ありがとうございます。

それでは委員の皆様方におかれまして、執行部に確認したいことがございましたら質疑をお願いします。

大井委員。

○**大井委員** これ委員長さんが言われましたけど、提出者は労働組合の執行委員長さんですよ。執行部に聞いていいんですか。これはどなたに聞いたらいいんですか。これ要するに総理大臣以下各大臣に出されるわけでしょう。執行部タッチしてないですよ。誰に質問すりゃいいんですか。

○**網谷委員長** 執行部でよろしいかと思えますが。

○**大井委員** 執行部答えられますか。じゃ執行部にお聞きしますけど、要するにトップランナー方式ですよ。全部勉強したわけじゃないです、少し勉強させてもらいました。国のちょっと今先ほど課長が言われましたけど、財務大臣がいろんな発言をされてちょっと最近物議をかもしておられますよね、麻生財務大臣ですけど。国は借金して地方交付税を全国の千七百幾つの自治体に支払っているんだと。我々借金してまで払っとるんだと。でも地方自治体の基金は、この10年で1.6倍になっておるんだと。だから地方の自治体も民間委託等平成28年度が業務改革で16業務ですよ。それから平成29年にまた追加がありましたですよ。こういう汗も流してくださいという、特に消費税を上げるというのが上げられなかったから、また国のほうの財政も結構きつかったんだろうと思うんです。国民に約束しておられます20年までにプライマリーバランスを黒字化するというような約束もある

わけですよ。国は国で僕は一生懸命閣議で決定されて、何とか地方も一緒になって業務改革をして、これ細かいこと書いてありますよ。清掃作業をどうするか窓口業務は正職員がせずにはほとんどアウトソーシングしなさいというようなことがいろいろと書いてありますけど、国の立場だったら当然僕はそうと言われると思うんです。国も大変な状況ですから。今借金が1,100兆円超えたような状況ですから。国民には20年までにはプライマリーバランス黒字化にするって約束しておるわけですよ。国に対して地方も協力せざるを得ないんじゃないかなと。地方の立場からいったら当然ちゃんと確保してくださいねと。これも言わざるを得んとは思いますが、本当にこれを出すのが、地方から言われたらこれちゃんと確保してくださいねという部分もよくわかるんですが、でも政府と言われる部分もある程度私わかるような気がするんですよ。その辺この内容で100%いいんだという考え方なんですかね。全国市長会でそういう話があったということですから、市長が行かれて了解されたんだと思うんですが。でも本当に政府のほうにこういうものを出すことというのは、大竹の中じゃ結構これ取り組まれとる事業もありますよね。国のほうの考え方を聞けばなるほどだなというところもありますし、地方から言われりゃ、やっぱりちゃんとしてくださいという自治体もあるだろうと。それは千七百四、五十あるわけですから、いろんな自治体があるかと思えますけど、国は国で地方創生とかいろんなことをやっていこうと一生懸命努力しておられるんですけど、なかなかそういうこともいかないでしょうし、景気回復も一生懸命やっておられますけど、なかなかアベノミクスも思うようにその成果が上がらないと。大変なことではあると思えますし、消費税も危ない状況ですから、こういうトップランナー方式というようなことを考えて、地方交付税の基準の見直しということを目指したんだらうと思うんですけど、じゃこれが進んだ場合、大竹市はどのぐらい影響を受けるのか。その辺の試算はしておられますか。それから先ほど企画財政課長が我々もこのとおりでと言われましたけど、それでいいんですか。再度お伺いします。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 地方自治体の基金がふえているという御紹介がありました。いろいろ考え方があるんだらうと思えますけど、平成の大合併をしたときに、地方交付税の算定がえということがございました。これは合併したら交付税の算定数値がぐっと減りますので、効率化して初めて減ることがあります。当分の間はもとの市町村のまま上げましょうということですので初めのうちはやっつけいけるわけですけど、だんだんだんだんやっつけなくなります。10年間ほどの算定がえの間に行われた効率化という部分をためられているんだらうというふうに私は分析しております。算定がえが全くなくなったら、その部分についてはさらに踏み込んだ効率化をしなければ、この基金は急速になくなっていくんじゃないかという感じはしております。ただ大竹市におきましてはこの算定がえがございませんので、今委員が言われましたように、しっかりいろんな取り組みをしてきたところがございます。おかげでどうにか安定的な財政を保っているという状況がございます。子の状況で、さらに基金があるかということで落とされますと、大竹市も非常に厳しい状況になると思います。国は国でいろいろ役割がございしますが、直接市民と接してサービスを提供しているのは多くの場合市町村でございます。個々の市町村の財源が余り厳しく削減さ

れますと、そのしわ寄せは全部市民に行くということになりますもので、平成16年だったと思います。三位一体の改革という表現で行われましたけど、財源がぐっと絞られて非常に皆さん苦勞をしました。同じような苦勞はしたくないという思いがございませう。トップランナー方式にしても、一生懸命頑張ったところを基準にして、頑張れば何か得るものがあると、得るものところを取っ払うわけですから、その取っ払われたんじゃ持てませんというのが正直な気持ちでございませう。以上です。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 幾つか私持っておるんですけど、大阪府のほうが出しておる大阪府内の自治体に大阪府として終わりのところに書いてあるんですけど、トップランナー方式の導入は、行政改革が標準的な地方公共団体より進んでいない団体のさらなる努力を促す側面を持っているとも考えられると。だから府内の市町村自治体は、国がこういう方針だからちゃんと頑張りなさいねということ、やっぱり大阪府として府内の地方自治体に出しておる紙面があるんですよ。これ結構長いですよ、ずっと読ませてもらいましたけど。それから国が出しておるものもあります。この中には今の学校を人口幾らだったら、数が5万人以下だったら中学校3校にしなさいとか何校にしなさいとか業種も書いてあります。それから今部長が言われたように、改革して下がった分の数字を今度は基準にして、交付税の算定にするというような、非常に地方にとっては厳しい条件ではあると思うんですけど、国は国でまた大変な状態ですよ。本当に1,100兆円が返せるのかと。デフォルトになるんじゃないかというようなことまで言われとる中で、国は当然地方にそういうことは押しつけてきますよね。だから国の考え方もある程度はわかるんだと私は少しは理解するんですけどね。余り大竹市の中で今これをされることによって、どのぐらいの交付税の金額に影響するのか。先ほど聞きましたけど、そういう試算はされておるんですか。ほとんどこれ私ざらっと見たら、大体今大竹市の中では取り組んでやっておられるような気がするんですよ、この16項目とか二十何項目かの中で。その辺がわかれば教えてください。

○網谷委員長 どうぞ。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 財政係長の建石です。大竹市におけるトップランナー方式の導入です。幾つかの項目、先ほど言われましたようにあります。5年間かけて段階的に見直す。平成32年度まで3年間かけて見直すもの幾つかあります。平成28年度の大竹市におけるトップランナー方式の影響です。基準財政需要額と基準財政収入額両方で影響があると考えています。基準財政需要額のほうは、測定単位掛ける単位費用掛ける補正係数という形で交付税が決まります。トップランナーの導入によって単位費用というのは落とされていますが、影響を抑えるため補正係数とかをいじっているようなところもありますので、需要額についてははっきりちょっと幾らですというのがなかなか把握しづらいところがあります。基準財政収入額も5年間でじわりじわり影響が出てくるものなんですけれども、平成28年度は約500万円影響があったというふうに考えています。以上です。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 金額については非常にわかりにくいところがございますので、わかっておる範囲で今の数字でございませうが、基準財政需要額、今言いましたように基礎数値掛ける

係数を掛けて単位費用、単位費用を落とされたらわからないというのがあります。一番怖いのは、トップランナー方式はトップランナーに対する地方交付税も削減されるということです。しっかり頑張ってるところも削減されるということについて、ちょっと我々地方自治体の職員とすれば、非常にじくじたる思いがございます。以上です。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 非常に難しいですよ。国の状況もあなた方もおわかりだろうと思うし、トップランナーといたら、改革したら何か交付税上げてあげるみたいな言葉が使われると、そうじゃないんですよ。どんどん改革したら基準財政需要額とか、単価といいますか逆にそういう数値を逆に落としてくるんですよ。だから非常にわかりにくい請願ではあるんですが、国のほうの立場もおわかりだろうとは思いますが、今どういう状況かというのを。だからその辺も私は地方の大竹市の議員をさせていただいておりますから、地方からいえば交付税は大切な財源ですから、余り下がってしくないという気持ちはわかりますけど、国の立場も多少は考えてあげる必要があるんじゃないかなという気はいたします。ありがとうございました。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 今大井委員さんの質疑、答弁等を伺いまして大分深まったような気がするんですが、これ意見書として毎年議会に出てくるわけですよ。思いは共有してらっしゃるということでもあったし、また政府のほうの方針も理解してらっしゃるということで、相反する部分も共存しとるのかなという認識を今持ったわけですが、この意見書の提出によって、実際に効果があるのかどうか。どういうふうには評価されてますかということの一つ伺いたいんですが。意見書の提出をすることでやっぱり予算編成とかに効果があると判断してらっしゃるのかどうか。それからもう一つ、2018年度の予算の概算要求が9月1日に発表されたんですよ。それで、これは来年度の予算に反映してほしいという請願だと思うんですが、そうした場合に9月に出して間に合うのかいなという気がするわけです。できればもう少し早い段階で請願採択できれば、もっと効果的なんではないかと思うんですけども、この点昨年は6月議会で採択しておるんです。そういった意味で、同じ採択するのであれば、少し採択を早めない。これは執行部の関係ではないんですが、思いを共有してらっしゃるということでもありますから、そういうふうをお願いされるとか、思いを共有してないんだということなら別ですが、思いを共有してらっしゃるということでもありますから、その辺のところをやっぱり早く6月議会ぐらいで採択されれば、もっと効果的な意見書になるんじゃないかなという気がしよるんですけども、その辺についてはどうでしょうか。大半の自治体が早い段階で決議しておるようございまして、だんだんおくれるとそれだけ出しておけやというような感じでとられてもまずいなという感じがするんですが、その辺のところをちょっと思いがあれば、今後のためにお願いします。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 執行部として非常に難しい判断といいますか答弁になります。市長とすれば市長会を通じて同趣旨の声を上げているということがあります。地方議会において判断

というのも国からすると貴重な材料になるんだろうという気がします。6月なのか9月なのかということについては、ちょっとどうあるべきかということについては説明をちょっと控えさせていただきたいですが、議決がないよりはあったほうが来年、再来年も続きますので、そのほうがよろしいのではないかというふうには考えます。以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 市長に端的にお伺いするんですが、広島県市長会、中国市長会、全国市長会というふうに市長も地域の諸問題、地方の悩み等そういった会議の席でいろいろ要望なり意見も述べてこられたと思うんですが、とりわけ全国市長会で新年度、国の予算措置についての要望事項というのは、具体的に幾つかあったんじゃないと思うんですが、どういうふうな要望事項があったのか一つ紹介してみてもらえますか。

○網谷委員長 市長。

○入山市長 今資料を手元に持っておりませんが、このくらいの冊子いっぱいにあるぐらいの要望を提出いたしております。基本的には市民の皆さん方に直接に対応いたします地方行政として、市民の皆様方が幸せを感じていただけるようなことの施策が円滑にできるように、ぜひ国のほうで予算措置をしてくださいというのが基本的な考え方でございます。ただ、そうはいいまして各地方で、今の山本委員がおっしゃられたように、国の情勢、いろんなことを考え合わせたときに、大変な時代が来るというのは各自治体覚悟を持っております。きょう議論をいただきました。もう目の前にサービスを低下して市民の皆様方に我慢をしていただくのか、それともサービスのやり方を変えて、まさに非正規の民間委託の従業員をお願いして、世の中格差を広げていくやり方をしていくのか、そういうことを選択をしなければいけないまさに厳しい状況が目の前に迫っております。どうか議員の皆様方には、これからサービスを低下するという大変厳しい時代を迎えますので、ぜひその辺の御自覚をぜひ持っていただきながら、行政そうはいいながらも確実に市民の皆様方に幸せを感じながら、この大竹で過ごしていただければなりませんので、そのやり方についていろんなことが急速に変わってくるようになってこようかと思っておりますので、ぜひお力添えをいただきたいというふうに思います。きょうは大井委員から非常にありがたいお話をいただきました。ありがとうございます。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 国は国の考え方、また財政運営のあり方もあろうと思うんですが、しかし地域の皆さんの直接の要望なり、また福祉の増進にかかわっての事柄は、それぞれの市町のやっぱり行政のありよう、とりわけ議会や執行部の対応のあり方によって大きく影響を受けるわけですから、そういった意味で言えば、地方は地方の皆さんの御要望を踏まえて、しっかりと国に対する要望なり解決すべき問題については、率直な意見の反映なり、またその姿勢を貫くというのが基本だというふうに思っておりますので、今回出されておる要望事項の中にはそういった意味合いで言えば、地方が置かれている今の現状を何とか前向きにしてもらう上での国の対応を求めるといのが趣旨ですから、そういうことで私は決して国との対立をもたらすというふうなものではないというふうに思っております。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で質疑を終結いたします。

それでは討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で討論を終結いたします。

これより本件は採決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認め、本件は採決すべきものと決しました。

続きまして日程第5でございますが、これからは議会内のことでございますので、執行部の皆さんは御退席いただいて結構かと思われま。

続きまして日程第5、管内視察を議題といたしますが、視察は2年に1回行われているところで、ことしは管内視察を行う年になります。視察を特別委員会の前に実施することも考えまして、余り時間もございませんので、申しわけございませんが、日程について生活環境委員長と協議し、総務文教委員会・生活環境委員会合同で、10月6日金曜日に実施するというので、決めさせていただきました。

そこでまず皆さんにお諮りしたいのですが、閉会中の管内視察のため、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと決定いたしました。

それでは10月6日の出欠についてでございますが、都合が悪い方がいらっしゃいますか。

皆さん大丈夫ということでよろしいですね。

次に行き先でございますが、希望がございましたら今週中に委員長または事務局のほうへ、文書で伝えていただきたいと思います。意見が出ない場合は、行き先については正副委員長に一任願いたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 異議なしと認め、決定いたしました。

それでは日程第6、先進地事例調査研究についてでございます。それでは続きまして、まずは事務局の説明をお願いいたします。

局長。

○中曾事務局長 先進地事例調査研究につきましては、例年二泊三日で行われております。

お手元のカレンダー10月、11月というのがあると思いますが、これを見ていただくと事例調査研究の日程は限られるという形になるかと思えます。10月31日から11月2日の3日間、または11月6日の週や13日の週あたりが候補日となると思われます。また12月定例会の準備もありますので、11月20日から22日の3日間は候補から外しております。以上です。

○網谷委員長 それでは皆さんにお諮りいたします。

閉会中の先進地事例調査研究のため、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いま

すが、御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 なしということで、そうさせていただきます。

それでは日程調整をしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

寺岡委員。

○寺岡委員 予定があるところをお伝えすればよろしいですよ。11月15日、16日はちょっと外していただきたいんですが、生活環境のほうも今後日程等決めていくと思いますので、総務文教委員会として、例えば年明け1月後半であるとか2月初めであるとか、そういったあたりも視野に入れながら検討する余地もあろうかなというふうに一意見ではありますが思います。ですので、11月15日、16日は申しわけないんですが、外していただければと思います。

○網谷委員長 15日、16日は外すということで。皆さんよろしければ、11月6日の週の中日になるかわかりませんが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 異議なしということで、その週は皆さんあけといていただきまして、具体的な数字はまた後から決めることになっていきますと思いますので、よろしく願いいたします。行き先についてはまた意見を出していただきますようになりますと思いますが、ない場合は先ほどと同じ正副委員長にお任せいただければと思います。それまでに意見があれば、提出していただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。それを決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会といたします。皆さん御苦労さまでした。

11時56分 閉 会